

立川飛行場における航空機騒音軽減施策について（お知らせ）

1 飛行時間帯

- (1) 通常は、平日の午前8時から午後8時までとしています。
- (2) 原則として、土曜、日曜、祝日は、訓練のための飛行を行っていません。
- (3) 災害派遣等に伴う緊急任務発生時や駐屯地記念日行事などの飛行場行事開催時及び広報関連飛行については、上記の例外として飛行する場合があります。

2 離着陸要領

- (1) 航空機は、飛行場内において努めて高度を獲得するようにしています。
- (2) 編隊飛行は、努めて同時に離着陸を実施し、騒音発生時間が短くなるようにしています。
- (3) 通常の離着陸回数は、一日平均概ね50回としています。

3 場周経路※飛行要領

- (1) 通常の場合、航空機は飛行場の東側の場周経路を使用して飛行します。
 - ア 場周経路に在空する航空機は、原則として3機以内としています。
 - イ 場周経路飛行時、努めて高い高度で飛行するようにしています。
- (2) 西側場周経路は、原則として、緊急機等の進入及び離脱時に使用しています。

※ 場周経路：飛行場への離着陸等のために飛行する周回飛行経路のこと

4 その他

- (1) 広報関連飛行は、平日の実施に努めています。
- (2) 入試時は、努めて会场上空の飛行を回避し、航空機騒音の低減に努めています。